

令和7年度第1回新居浜市地域発達支援協議会会議録

1. 日時 令和7年6月26日（木）15：00～17：12
2. 場所 新居浜市こども発達支援センター
3. 出席者 委員 竹本幸司 川井章代 明智美香 合田史宣 伊藤由香 前田さやか
畑野一恵 越智誠司 國久保浩二 金塚郁子 藤田透 村尾勉
濱田紀明 真鍋真理子 三木由紀子 野沢佐絵美
アドバイザー 吉松靖文 渡部徹
事務局 長井俊朗 佐々木正子 秋月雄司 堀口美穂 伊藤亜野
西原勝則 川上奈菜 田中康一郎 岡田里美
4. 欠席委員 高畠由紀 黒川由美 石川真悟 河合亜希子
5. 傍聴者 なし
6. 議題 (1) 委員長選出
(2) 発達支援課令和6年度実績及び令和7年度事業計画について
(3) 令和7年度新居浜市地域発達支援協議会のテーマについて
(4) その他

7. 協議結果

事務局	本日は、令和7年度第1回地域発達支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。 委員の出席確認ですが、4名欠席されており、委員定数20名のうち16名の出席により過半数を超えておりますことから、新居浜市地域発達支援協議会設置要綱第6条第3項に基づき本協議会の成立要件を満たしていることを報告いたします。 異動により、新たに就任された委員の皆様には、机上に委嘱状を置かせていただいておりますのでご確認をお願いします。 それでは、只今から、第1回新居浜市地域発達支援協議会を開催いたします。初めに、新居浜市教育委員会教育長がご挨拶を申し上げます。
教育長	改めまして皆さんこんにちは。 4月に教育長に就任いたしました長井と申します。よろしくお願いします。 委員の皆様、アドバイザーの吉松先生、渡部先生には、平素より、本市のこどもたちの発達支援にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。 本協議会は平成20年、発達支援課が設置されると同時に、医療、福祉、労働、それぞれの立場からご助言をいただき、教育行政に反映させていくことを目的として、発足したとお聞きしております。 おかげさまで発達支援の軸足を教育委員会に置き、就学前から就学、卒業後、或いは就労後までを見据えた教育を実践していることが、全国的にも評価されているところでございます。 現在、特別支援教育は、障がいがあるこどもも、障がいがないこどもも、共に学び合い、共に生きる未来を目指して、インクルーシブ教育を推進する方向に舵を進めております。 しかし、これは学校だけで実現できることはありません。地域や家庭での生活のあり方と学校生活が調和してこそ実現できるものです。 そういったことから、地域全体でこどもの発達を支えていくための協議の場であ

	る、本協議会の役割はますます重要なものになって参ります。どうか、本市のこどもたちのために、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 結びになりますが、皆様のご活躍とともにご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。本日はどうかよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 それでは、委員の皆様の名簿の順に自己紹介をお願いします。 (委員自己紹介) (続いて、アドバイザー自己紹介) (続いて、教育長自己紹介) (最後に事務局自己紹介) 教育長は公務のためここで退席となります。 それでは議題 1、委員長の選出です。 昨年度の委員長が異動されましたので、要綱第五条第 1 項に基づき、委員の互選により委員長を選出したいと思います。 どなたかご意見のある方、お願いしたいと思います。
委員	事務局案がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
事務局	事務局一任のご意見がございましたけれども、皆様いかがでしょうか。 (一同拍手) ありがとうございます。それでは、事務局案を提示させていただきます。 委員長には、新居浜市中学校長会の越智誠司委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。 (一同拍手) 賛成多数とみなしまして、委員長を越智委員にお願いしたいと思います。 副委員長は昨年度に引き続き、新居浜特別支援学校の金塚郁子委員にお願いしたいと思います。 恐れ入りますが、お二方、席の移動をお願いします。 それでは、新しく委員長になられた、越智委員長ご挨拶をお願いします。
委員長	委員長を務めさせていただくことになりました、越智誠司です。よろしくお願いいたします。座って失礼します。 地域全体でこどもたちの育ちを支えていくために、有意義な協議会になるよう、委員の皆様と協力しながら、円滑な議事進行を行って参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	では、以降の進行につきましては要綱第六条第 2 項に基づき、越智委員長お願いいたします。
委員長	それではお手元の次第に従いまして、会を進めていきたいと思います。 まず議題 2、発達支援課令和 6 年度実績及び令和 7 年度事業計画について、事務局、説明をお願いします。
事務局	発達支援課の令和 6 年度実績からご説明させていただきます。 資料 1 の 1 ページをご覧ください。まず総合相談です。 延べ件数ですが平成 26 年から令和 6 年度まで右肩上がりに増えてきており、十年間で約二倍の件数になっております。どの年代も増加していますが、特に幼児が約 3 倍に伸びております。 続いてサポートファイルですが、主に見直し件数が伸びております。これは開始から 16 年経って、新規の方はやや落ち着いてきたのですが、幼児期に作成するとそのあと 15 年、また高校卒業までだと 18 年使いますので、当然と言えば当

然なのですが、見直し件数が増えてくるという結果になっております。

2 ページをご覧ください。

巡回相談です。園や学校に巡回して必要な支援に関する相談をしております。平成 30 年から令和 4 年あたりはコロナの影響もあったのか、やや落ち込んでいるようですけれども、また増加しているような感じです。主な相談内容については記載している通りでございます。

続いて、早期療育通園相談事業です。

未就学のお子さんが、教室で課題に取り組む様子を、保護者の方と一緒に見ながら、支援のあり方を考えまた相談に応じるという事業でございます。登録者数は、3 ページの上の表です。令和 6 年度の実績では 116 人で、減少傾向にあります。ただこれは、平成 27 年度の数値も出していますが、この頃から比べると児童発達支援事業も充実してきておりますので、最近では、療育そのものというよりも、公的なサービスにきちんとつないでいく前段階としての相談や、療育の様子を見ながら、一緒にどういった支援が良いか考えていくところに役割が絞られてきたと考えております。

4 の発達検査です。年によってやや増減があるのですが、200 前後ぐらいで落ち着いてきています。

5 歳児発達検査です。就学時健康診断に先立って、保育園等を訪問して実施しております。正しく発音できなかったお子さんについては、二次検査、構音指導を実施しております。

平成 28 年から比較しますと、令和 6 年度が 786 件ということで、これは児童の絶対数が減少しておりますので実施件数も減少する傾向にあると思います。

6 教育支援委員会です。

障がいや発達に課題のあるお子さんについて、就学等の支援に必要な検査や調査等を行って、適切な学習の場を判断する場になっております。この件数も、300 前後で推移していると思われます。ただ、こどもの数が減っている中で、件数は 300 前後で推移しているということを考えますと、今後検討が必要な部分もあるというように思います。

7 特別支援教育支援員等の配置です。

一つは、学校生活介助員です。これは生活や移動等の介助を行うことで、学校により馴染んで生活していただくものです。もう一つの学校支援員、これは教員の免許を持った方に学習の支援を行っていただいて、スムーズに学習に適應していただくという支援です。

配置人数ですが、4 ページをご覧ください。平成 20 年から平成 29 年の約十年間で、急増しておりますが、それ以降は横ばいの状態になっています。ただ、最後の資料に付けていますが、特別支援学級のこどもが増えているということもありまして、この配置数が妥当なのかどうなのかは、研究の余地があるのかもしれません。

その他の事業としましては、保護者支援として、学習会や研修会、相談会を実施しております。また、支援者の資質向上についても、様々な講座等も実施しております。

周知啓発といたしまして、特別支援教育講演会ですが、成田先生の講演会、8 月 25 日月曜日に文化センターで開催しますので、ぜひ皆様お誘い合わせの上、ご参加していただけたらと思います。

9 地域発達支援協議会です。

地域全体でこどもの発達を支援していくために、関係者の連携強化や支援のあり方を検討するため、平成 20 年度から設置しております。これまで協議したテーマは記載の通りでございます。

	こうした協議を重ねていくことで、こどもをより包括的に支援していくための地域のシステムづくりを進めていることになると考えていますので、とても大切な協議会として位置付けております。 以上が、令和6年度の実績でございます。 続いて6ページをご覧ください。令和7年度の事業計画です。 最重要課題は、障がいや発達に課題のあるこどもへの生涯にわたる一貫した支援、としております。 重点的な取り組み方針ですが、これは大きく三つございます。 一つ目は、より身近な場所で行う教育相談、早期支援の充実でございます。 具体的には、巡回相談や、ステップアップ講座、また支援会議を実施していくこと、未就学児を対象とした発達相談の充実、5歳児就学相談や、発音検査を実施していくと、そして、親支援プログラムなどの充実を図ることを掲げております。 二つ目は、特別支援教育の啓発と支援体制の強化です。 特別支援教育、発達支援に関する研修会や講演会を開催すること、アセスメント力や実施力の向上を目指した講座や、研修を実施すること、医療的ケアを必要とするこどもたちへの教育効果を最大限に引き出せる学習環境に配慮した体制整備を図ることなどを考えております。 三つ目としては、地域における自立に向けた支援連携協議、協働の推進促進です。 個別の教育支援計画、これはサポートファイルですが、これを活用し、関係機関との連携強化、情報共有を図り、一貫した支援を行って参ります。 障がいや発達に課題のあるこどもへの生涯にわたる一貫した支援を実現するために、この新居浜市地域発達支援協議会を活用していきたいと考えております。 以上、7年度の事業計画はこのように進めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 7ページ以降は、参考資料です。 特に、7ページの3番目、児童生徒数です。 小学校の児童数は、この15、6年の間でかなり減少しております。それにやや遅れて、中学生も減少しているかと思います。これに対して、8ページに特別支援学級入級児童生徒数を載せておりますが、上が小学校、下が中学校のグラフになっております。どちらも右肩上がりが増加しているのが見て取れるかと思います。 中でも、オレンジの軸になりますが、自閉症や情緒障がいを対象とした特別支援学級の入級児童数が非常に増えております。 こうした点から、小さいときからの発達支援、また養育支援が非常に重要になってきていることが見て取れるかと思います。 あとはお時間のあるときに見ていただけたらと思います。以上簡単ですが報告を終わります。
委員長	ありがとうございました。 今の説明について質問等があればと思うのですが、二、三分時間をおきたいので、見て、資料の方に目を通してください。 総合相談が始まって、発達検査、5歳児構音検査ぐらいの間で、何かご質問等はないですか。 お願いします。
委員	発達検査の件数ですが、発達検査を行うタイミングやきっかけ、再検査は1回目から期間を置くというのはどれぐらいのタイミングを考えているのかということと、最後が、病院で、特別児童扶養手当や福祉系の更新をするときに、必ず直近の発達検査を出してくださいと求められますが、うちは、専任の公認心理師はおらず、

	県立中央病院から月 2 回だけ、応援に来ていただいている状況で、うちでその検査をしようと思うと多分、書類の提出に間に合わなくなっちゃうんです。それで、誰かが、もし、発達支援課が絡んでいるのだったらそこをお願いしたらいいんじゃないかみたいなことを言ったら、ちょっとそれは受けられないみたいな返答だったんですけど、やっぱりそうなんでしょうか。
事務局	ご質問ありがとうございます。 まず、タイミングについてですけど、基本的に発達支援課で実施する基準は、相談の中で必要に応じてという形にしております。 ですので、診断のためとか、手帳の申請もしくは手当のために検査をするということとはしていません。 もしくは学籍変更後、就学相談のタイミング、そういった教育に関係する場面において実施するという形にしているので、タイミングとしてはその都度都度ですが、今現在は就学相談が業務としては一番忙しくなっていますので、就学相談に関する検査を主に実施しているとご理解いただければと思います。 二つ目の再検査の期間についてですが、基本的に何年空いたら、もう 1 回取ってことは発達支援課ではしていません。 つまりその成長を見るというのではなくてその都度その都度、支援の手だてがわからない、どういうことが支援の手だてのヒントとなるかということを探るために検査をするので、成長のために検査をすることも過去にはあったみたいですが、現在は行っていません。ただ他機関で検査をしていることもありますので、その場合は概ね 1 年から 2 年あけて実施するというようにこちらでは統一しているところですよ。 3 点目、手当等で発達支援課が絡んでいるから検査できるかということですが、これは最初にお伝えした内容に該当すると思うのですが、手当のための検査はとっていません。ただ、普段の支援、教育的な支援において必要な場合、たまたまその時期とかぶることはあるかもしれません。基本的には、手当をメインに検査をするということはないです。そこは病院の方々に迷惑をかけるかもしれませんが、公的な機関として基準を持って対応させていただいているところです。
委員長	発達検査は、もうとてもじゃないけど、回らないっていう状況です。私が 4 年間見ていてすごくわかっています。 ですので、支援会議をしていて、どうしてもという時とか、中学校では、小学校で検査をしたからそろそろ実施してと言われる場合もありますが、そうではなく、やはり相談で、実際に見ている人たち(の意見)が一番大事だと思いますから、その上でも、やっぱり必要だ、学校の校内委員会でも実施した方がいい、となったときに、発達支援課に相談して、実施していく形が今は多いとは思いますが、他はどうでしょうか。
アドバイザー	9 ページの一番下の表の見方がちょっとよくわからないので教えていただきたいのですが。
事務局	左から、通級教室がある小学校では、教育支援委員会の判断結果がどうなっているかを横に見ていてもらいたいと思います。 小学校で通級教室がある学校では、通級指導の開始が 25 件、それに対して特別支援学級の入級が 30 件、小学校に通級教室指導教室がない学校においては、通級指導を開始の判断が 2 件、それに対して、特別支援学級に入級が 44 件というようになっています。 つまり通級指導教室がない学校が通級指導教室を利用したいとなると、通級指導教室がある他の学校に通うこととなりますが、それは親御さんが送迎しないといけないという困難が生じますので、選択できない。だから、最初から判断の依頼の時に通級教室の判断依頼が出ていないのではないかと思います。

	ですから、この判断結果で、通級指導教室がない学校では通級指導教室を必要としていない、ということにはならないのではないかと思います。
委員長	そんなこともあって巡回通級の話が挙がってきているとは思いますが、全体的に見て他に何かありませんか。
委員	令和7年度の事業計画のところの重要課題で、生涯にわたる一貫した支援ということを書かれているのですが、就労期については就労等の関係機関と連携という一文が入っているんですけど、どのレベルでの連携をされているのか教えていただけたらと思うんですけども。
事務局	就労に向けては、こちらで具体的な事業をしているものはないですが、中学校卒業や、高校卒業時点で、個別に相談対応する中で、どういった就労先が良いのかということについても、個別に丁寧に相談させていただくようなこともしておりますが、今後の課題というように認識しております。 ですので、この協議会を通じて、就労した後の支援についても、ご意見をいただけると、どのような仕組みにしていっていいのかより実り多い協議になるのではないかと思いますのでよろしく願いいたします。
事務局	今、システムのほうにはないですが、個別の相談では、就労をしてからもうちで相談するケースと、そして住友林業とかの事業所に呼ばれて出向きまして、支援しているケースもなくはないです。大々的なシステムとしては、なかなか人員不足で厳しいものがあって、今までの繋がりの上で、継続相談している状況が実態です。
事務局	それと、福祉サービスに繋がっているような方につきましては、庁内の地域福祉課等と連携していくようになっているかとは思いますが。
委員長	特別支援教育の推進に対して、発達支援課としても、様々な取り組みをし、十分でないところもあるかもしれませんが、一生懸命しているところはわかっていただけたかなとは思いますが。 折角ですのでアドバイザーの先生方にもご意見、ご助言いただけたら、ありがたいのですが。
アドバイザー	事務局から検査は基本的に必要に応じてということですが、一般的には2年以上あけないといけない。合わせて検査については取り扱い資格、専門性が大事です。 新居浜市は発音検査をされているが、構音指導は言語聴覚士がしているのかということが気になる。言語聴覚士がきちっとアセスメントをして、指導する必要がある。(他市では)言語聴覚士から見ると専門性に欠ける指導をしている実態があるという話も聞いております。大体専門性がないところでいろんなトラブルが起きるリスクが上がります。 あと構音に関してはそこに言語障がいや読み書き障がい重なっているかどうか重要です。構音の問題自体は学習には影響は考えられないが、そこに言語障がいや読み書き障がい、重なっている場合は学習のつまずきになりますから、学力不振や、学習意欲の低下、活動意欲の低下というリスクや、将来に向けた発達の観点からも大きな影響出ますので、その点をもう一度見直していただければと思います。 あと、特別支援学級が増えているのに、通級は令和に入ってから減っている。こちら辺が先ほどの通級の表の見方とも関連するところと思うのですが、全国的には通級は増えているので、そういう点ではニーズを拾いきれてないのではないのか、ないしはサポートできる体制が整っていない可能性があるのではないのかということである。やっぱり巡回通級も検討する必要があると思います。 あと就労に関して言うと、福祉サービスを利用されている大人は当然福祉サービ

スの方だと思います。一方で支援の連続性というところで、20 歳以下、20 歳以上の役割は明確にさせていただくと思いました。

発達検査についてですが、公認心理師という制度ができて、専門性のある人が実施しないと検査用紙が買えなくなりました。制度が変わって現場がついていけない。人の問題だったら、雇えるような国の補助でもあればよいが。

学校の就学相談についても、今日の資料で発達検査件数が 200 で、市教育支援委員会が 301 ですから、3 分の 2 は発達検査をしているけど、3 分の 1 の 100 人ぐらいは、発達検査なしで教育支援委員会の判断を示しているが何を根拠に判断されているのでしょうか。そこらあたりがフォローする仕組みがないままで、進んでいっているのではないかと思います。

今の通級指導教室は若い先生になっているのですが、東京などでは、補助学習、算数が通常の学級で難しかったら難しい単元のところだけは支援教室で習うように変えようとしていますから、全国的に今の特別支援教室が、通級指導教室に置き換わっていったら、教科指導もできるようにする流れで、全国的には通級が増えているのですが、増えていないというのはそこら辺の対策が必要なのです。

この会は、地域発達支援議なので、特別支援教育の連絡会にはなっていないと思うのですが、基本的なデータがなかったらものが言えない。例えば、通級指導教室は小学校に何校あるのか、中学校は何校あるのかを言わなければ見えてこないし、もっと基本的なデータから言うと、学校数がいくつ、幼稚園、保育園の数がいくつあって、何人いて、就労についても、福祉就労だとか、放課後デイサービスだとか、そこら辺の基本的ターがなかったら(発言が)難しいというので、この会の第 1 回目には毎年、統計的な基本データを報告することが共通であって、ここで話し合うようにしたら、限られたテーマに関する資料しかないというのではなく、全体が見えるのではないかと、ということがすごく気になっています。

それで、僕なりにこれを準備したのが去年の 10 月に配ったのと同じ資料です。去年 9 月 6 日に、全国の特別支援教育の実態調査をして、周知文を出しました。教育委員会から新居浜市は配ったでしょうか、各学校で、内容について全教職員の研修をしたでしょうか。

校内委員会をもっときちんと開きましょう。教育支援委員会でこの子は通級が必要、支援学級が必要、というのも校内委員会できちんと話をして、発達検査が必要かどうかというのも校内委員会できちんと話をすることがあまり動いていないのではないかと、進行役のコーディネーターの先生はもっと頑張らないといけないので、通常の学級の設計においても、支援計画書を作りましょう。

幼児からの人は、ここは「にっこにこ」をずっとやっていますね。修正もしてされています。

トライアングルプロジェクトというのは、放課後デイの施設と家庭と学校が三角形のトライアングルで連携しましょうということですが、この連携が難しいのではないかな。

教育支援計画は作らないといけなくなっているはずで、学校の教育支援計画と突き合わせるのがケース会議というので始まっているはずで、ここの先生方が出向いている。

各学校での支援会議とは、どんな関係になっているのかな。時代とともにいろんな仕組み変わっていますから、それに合わせて対応を変えているのかということがよくわからないと思っています。

それから、採用されて 10 年以内に特別支援学級を複数年担任するようにしましょうというので、すべての先生が、10 年以内に支援学級を担当するというのが、令和 8 年から始まるはずで。

小中学校で、別の学校に行った 4 年目 5 年目の先生らが、特別支援教育の新

担任なっておられますね。それで2、3年したらまた通常学級に帰るみたいにグルグル回転しているということは、継続的にその新しい先生たちを指導するベテランの先生たちが退職されているような傾向があるのではないかなとも思っています。

僕が知りたいのは、特別支援教育連絡会みたいなのがあって、愛媛県の知的障がい学級の委員長さん、情緒学級の委員長さん、通級指導教室の委員長さんみたいな方が、この会の情報を聞いて、学校でどうしたらよいのか、また学校で今こういう状態だからこの会で協議してください、ということ、オブザーバーみたいな形で来られて、学校の特別支援教育の実情をお話して、発達支援について地域の方々からアドバイスをもらうというような会が開かれているのでしょうか。開いて欲しいなと僕は個人的には思っています。

発達検査は、比較できないし、報告があっても解釈や読み取りをしきちんとできるような体制が今できていないというのがあったので、令和2年の3月に、愛媛県の教育委員会は、チェックリストみたいな案を作りました。

左の下の方に、パッケージとあって、この六つぐらいが1セットです。

メインは、右の下側に書いていますが、名簿を作ってその横に書いてある学習で気になるところにマルをつける。35人の中で1人か2人はずっとマルがつくような子がいます。

これは4月にすべての学級担任の先生が、これをやってください。

県教育委員会のホームページを開いて特別支援教育課をチェックしたら資料として一連のものが出てきます。

1人か2人、○がたくさんついた子については次のページのチェックリストをやります。やったら、上の右のようなレーダーがちゃんと出るようにしています。

右半分が引っ込んでいたら、学力、認知力が劣っているかな、左半分が欠けていたら、対人関係、社会性が劣っているかな、上の方が凹んでいたら、コミュニケーションじゃないかなというので、幼稚園、小学校、中学校、高等学校まで、この項目でできています。

高等学校の先生に聞いたら、中学校で同じチェックでもらうから、高校でも同じ評価ができて助かっているということです。

新居浜市が市独自でやっておられるのだと思うのですが、保育園の年長さんと小学校に入ったら一年生で同じだったら見やすいのではないかなと思います。そして、このレーダーで、校内今年入ってきた一年生で、このところが弱い、こういうタイプの子がいるのだなあと行って、コーディネーターの先生がそれをチェックした本人を見ながら、こういう例だな、というのがわかった上で、教育相談員になって、年長さんの相談に当たったら、自分の学校の一年生の特徴と、それから年長者の相談モデル、こどもの特徴ができるのではないかな、評価物差しが一つになるのではないかなと思います。

それで、幼稚園保育所で2、3人の訪問をしながら、資料集めみたいな教育相談のデータ集めを、まだされているのではないかなと思いますが、その時に3人のチームがチームによって、物差しが違ったら難しいですね。

それがないように発達検査を使用するのですが、病院でも学校でも難しい状況ですから、何か一般の物差しをつくるために、これが使えないかなと思うのですが、今言ったように小学校と幼稚園保育所でレーダーの形が違うのではないかな、できたら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、同じビジョンでできないか。中身については、その学年において、チェック項目を変えてもいいとは思いますが。ここまでは、保護者の了解がなくても、学校の教員として自分が受け持つこどもの中で気になるこどもは、どこが気になりどういった支援をしないといけないかを今頭に入れて授業をしないといけないと僕は思っています。

	そして、保護者がうちの子が心配と言った場合に、保護者とちゃんと相談するし、保護者と連携しないといけない場合には、保護者に、相談を受けたらどうでしょうかと話をし、保護者が同意された場合には、基本シートや支援計画をつくる。そして、この子はやっぱりきちんとチェックをしてケアしないといけないというのをやっていかないといけないと僕は思います。 最初の問題ですが、通級は加配の教員です。こどもが何人いたら配置ということではなくて、特別に加配するのが通級の加配です。通級の場合は、令和 8 年から 13 に定数制というのが始まります。だから、通級の先生が 13 人持つかと思ったらそうじゃなくて、愛媛県全体で通級対象の子は何人いて、それを 13 で割ったら、県全体で、通級担当の加配の先生が何人かという愛媛県に配置され、それを県教委が各市町にばらまき、どこの学校に設置するかということみたいなので、今とほぼ変わらないか、多少増えるぐらいかなと思ったりします。 各学校に通級ができるということはないので、巡回通級の先生が必要なこどもの学校に出向いていってする。宇和島が去年研究した成果では、1 日間目は、自分近くの学校に行き通級指導、3、4 時間目には自分の勤務校にて指導、ここでお昼を食べたら、午後は二つの学校を回って、指導する、そんな毎日と言われていました。 今年は今治市がその準階層の指定です。 3 年か 4 年後には新居浜市も多分巡回でなるだろうと思うので、自校に通級がないから率がすごく悪かったですよね。だから、もう支援学級じゃなくて通級で支援。 今年の教育課程では、支援学級で半分以上授業を受けないこどもについては支援学級で、全部通常の学級で一緒に過ごしているようなこどもは通常の学級で見られるはずですから、退級させなさいというように変わっていている。 だから、特別支援が始まったときには、発達支援協議会が全国的にも注目されて、総務省からも評価されたのですが、具体的な特別支援教育の様子を、基本的なデータを出してもらって、それについて、ここにおられる地域の方から、いろんなアドバイスをもらって、こどもたちが新居浜市で、豊かな自我ができるような支援ができるような体制をしていってもらったらありがたいと思います。
委員長	ありがとうございました。 昨年とも言われたので、第 2 回目には、資料を提供していただけたらと思います。あと、お 2 人が言われた専門性がないと苦しいというのが正直なところで、特別支援学級の担任の先生も、そういう免許を持っているかというところでもないし、しんどいかなと思っているのが正直なところです。 昨年とも言ったのですが、新米教員が特別支援学級新担任になって、その人たちが、次の年 2 年目を受けるかと言うと、異動するとか、学校の事情で、結局 1 年しかないということもあり、特別支援学級に限らず、教員自体が若返りをしている、いかに大事なことを伝えていくかというところで今苦労しているのも、現場ですごく感じますが、本当に気合いを入れてやっていくしかないかなと思う。専門性を自分たちも伝えていきたいと思っています。 ありがとうございました。 今の話にも関係すると思いますが、議題 3、令和 7 年度地域発達支援協議会のテーマについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。
事務局	資料 2 をご覧ください。 事前に今年度の議案に関する調査を、委員の皆様へ、4 月 28 日にご案内させていただいたかと思います。 皆様からいただいたご意見をもとに、この表を作っております。 まずいただいたご意見は、大きく三つに分類しております。

一つは白いカードで示されている、こどもの発達や自立の支援が阻害されている要因と思われる課題。

そして、青のカードで示しているところが、その背景となるご意見。

オレンジ色のカードが、課題に対する対策としての意見を出されているものをまとめたものです。

三つの分類の中でも、カテゴリー分けしまして、関連図にまとめております。

真ん中の白いカードのところを説明したいと思います。

①適時必要なサービスが受けられない。

これはサービスの調整が難しかったり、手続きに時間がかかったりということで、マッチングが難しい状況があると思われます。

そうしたことが②の家庭での学びや支援が難しい、にも繋がっているように思われます。学校等で、ソーシャルスキルのトレーニングをしても、なかなか家庭での実践が難しく定着しづらいといった意見とか、そもそも在宅生活が困難な状況にある方がいて支援が非常に難しいと、というようなことが、先ほどのサービスが受けられない中で、さらに困難さを強めているというような状況かと思います。

③の保護者に困り感がなく支援に繋がらない。

ここが中核となる問題のようにも見えてきます。

保護者に困り感がないために、どのように支援したらいいか支援者自身が悩んでおられる、支援を受け入れるという受援力も保護者にはないために、有効な手だてを講じていくことが難しい状況があると思われます。

そういった状況が、①の適時必要なサービスにつなげられず、手続きに時間がかかってしまう、であったり、家庭での支援と学校での支援がマッチングしないであったり、といったことにも繋がっている可能性があると思います。

さらには④の教師等の負担が増大している、ということですが、過大な要求、或いは難しい要求も増えてきておりまして、学校やサービスを提供する支援者の対応の困難さが生じている、或いは保護者の方に困り感がないために支援を訴えないということもあって、十分な加配がつかないということも生じているというご意見もございました。

また、保護者に困り感がないところから、⑤の特性に合った就職先を選定できていない、ということにも繋がっていると見られると思います。

雇用主と、当事者との間で合理的配慮の認識がずれていたり、雇用ニーズが当事者に伝わっていなかったり、また、そもそも当事者が障がいを受容しきれていない、或いは自分の障がい正しく認識できていないために、選んだ職種が違っていたり、職場環境が選んだけれども違っていたということで、離職したり、それを繰り返してしまうというようなこともあると。

そして、⑥ですが、こどもの情報がうまく共有確認できていない、こちらにも繋がっているところがあります。時間外や緊急事態の時には、こどもの情報を確認することが困難であったり、診断や告知の内容が、保護者から正確に把握できなかったりであったり、また、こども自身の情報も十分に把握できなかったりということで、なかなか的確な支援に結びつかないというような状況も見取れるかと思います。

そして最後、⑦支援会議がうまく機能していないという現状があるのではないかと思います。

支援会議の情報共有であったり、連携体制であったり、そういった機能を、支援にうまく生かしていくところが、難しい状況にあると思われます。

また、支援会議に関わる関係機関が、単独で行動を起こした場合に、他の機関との調整が難しかったり、負担がかかってしまったりというようなことが生じている。

そういったところが、④の教師や支援者の負担感にも繋がっているというような構

	造になっているとも思われます。 そういったことから、真ん中にある保護者に困り感がなく支援に繋がらないということは非常に大きな問題と思われませんが、これについては、これまでも、この協議会でも多々取り上げて参りましたし、保護者への支援は、ペアレントトレーニングなどにも取り組んできておりますので、事業も充実してきているのではないかと考えております。なかなか一足飛びに変わっていくというようなものでもないで、じっくり取り組んでいく必要があると思われます。 次にいろんなところと関連しているのが⑦の支援会議になりますけれども、これについては、こどもの情報共有であったり、支援者の負担軽減であったり、またサービスの効率的な調整であったりといったことの要にもなってくると思います。 そういったことから、今年度の本協議会のテーマとして、支援会議のあり方を検討するということを取り上げてはどうかと考えております。 対策のところをご覧いただいたら、支援会議を蓄積していくことで、①のネットワークの構築や進化、それから③の効果的な支援方法の共有、に繋がっていくことが期待できるのではないかと思います。 また、支援会議を分析して蓄積していくことによって、④の人材育成の強化、⑤の保護者支援の強化、協議の内容によっては、⑥の就労支援の強化にも繋がっていくことが期待できるのではないかと考えます。 そうしたことから、今年度のテーマ、支援会議のあり方について、を提案したいのですが、いかがでしょうか。
委員長	ありがとうございました。 事務局から、令和7年度の協議会のテーマについては支援会議のあり方を検討してやろうという提案がありました。 方向性いろいろあると思いますけれども、アドバイザーの先生方、支援会議って何ですか。 支援会議のデータや、支援会議の実情は困難ですという何かデータがあるのですか。
事務局	支援会議は、発達支援課で数値を把握しているものではないです。 各学校で、関係機関と連携し調整するときに、支援会議と称して会議を開催されているかと思います。それに対する課題感が今回の調査の中で出てきておりました。 名称的には支援会議と称されていますけれども、これが連携会議だったり、福祉の分野では担当者会議であったり、いろいろな名称で、関係者が連携し支援のあり方を協議する話し合いをしているかと思いますが、多分、所属によって認識が違うのではないかなと思うのです。そういったことから、ずれが生じているところが課題感として、出てきているのではないかなと思っています。
アドバイザー	だから、実際、新居浜市がどのくらいの回数で、どんな状態で、現場がどんなことに困っているかというところが具体的に見えたらいいと思うのですが、この表の3番目のところに、保護者に困り感がなく支援に繋がらないと書かれていますが、僕の頭中の支援会議というのは、困り感がない状態にある保護者に、アドバイスをして、こどものこういうところを支援しませんか、というのが支援会議だから、これは支援に繋がらないではなくて、それが当たり前で、それがないからできませんというのでは、事務局として何をねらいの支援会議をしているのか、実情はどうなっているのかということがなかったら、いろんな立場で、バラバラの意見が出る。この1年間でうまくまとまるのか懸念です。
事務局	この図にまとめたのはあくまでも、4月の時点で皆様からいただいた課題感を整理したものです。整理した中で、支援会議についてのご意見が見受けられたものです。今年テーマとして進めるとしたら、皆様の中で、具体的にどういった課題感

	を持っているのか、また、どのぐらいそういった会議に出席されているのかといったことも含めて、改めて調査させていただいて、分析していき、協議を深めていけたら良いと思っております。
委員	以前は、支援会議は本当にないものでして、今すごく支援会議、いいシステムだと思うのですね。 で、おそらく支援会議に行けている場合は、逆に大丈夫なのではないか。支援会議まで行けていないケースの方が、多いのではなかろうかと今の保護者やこどもの状態を見ていて思います。 きちっとこの子に対して支援会議が、いろんな団体がそれなりの目的を持ってされているが、そこに繋がっていないという場合の方が問題なのではないか、そういう数を数えてみたら多いのではないか。この表でもすごく保護者がネックになっている。 環境が良くなっているような資源が増えてきて、皆さんの理解が本当に高まってきた中で、まだやっぱり保護者っていうのは、この障がいを受けたくないのですよ。だから、その中で認めて頑張ってもらってる方たちっていうのは、ちゃんと支援会議につなげてもらってるのだけれども、そこに至っていない保護者を、こどもとこどもどうやって支援会議まで持っていくかというのが、私は今の保護者さんも、情報が多いがゆえに必要だと思っており、そこに行けない、生活に追われて在宅生活自体が困難だ、そういうご家庭もあるのであればそこに至ること自体が難しいと。 だから、保護者とのうまい共通認識というのがこどもさんを、就労まで、或いは就労のその先までうまく育てていく上での、保護者との意識の共有というか、障がい云々ではなく、例えば行動面に問題があるのであれば、じゃあどういふうにしましょうかという、保護者との共通認識をどうやって図るかというのが課題であるような気が、この表を見ていてすごく思いました。 何かせっかくいろんな皆さんが頑張っているのを、その保護者さんには、保護者というかこどもにもですけれど、わかっていただく上で、保護者への啓発、障がいというべきものではなく、いいところを伸ばすための、支援ですよ、というところを、何でも相談に携わっていますが、相談員の中から出てきたものも、そこに結びつけていくと、保護者さんもこどもさんも変わって、教育にうまく乗っかっていけるようになったという例の話し合いをしたところですよ。 学校の中でも地域の方やいろんな方もいらっしゃるし、保護者の中でも、ペアレントメンターのこともありましたけれども、そういう繋がりも含めて、支援会議につなげていく回数をふやすようなことを何か考えたらいいのではないかなというのをこの表見て思いました。 すいません長くなって以上です。
委員長	ありがとうございました。 ちなみに、去年 130 か、140 件ぐらい支援会議をして異動し、100 件ぐらいを引き継いだのですが、在職 4 年間で増えていきました。 それはもう委員が言われたように、まずは支援会議に持っていかなければならないけれど、増え過ぎたら本当に大変なので、自走できるように、学校の先生たちやコーディネーター、管理職がいなくてもやってもらえるようにというようには考えていて、今は自分の中学校に関しては、こっちでやるよということでやっています。 今日も初めてのケースが 1 件と、この間始まったケースが 2 件、今日帰って支援会議をするのですが、それについても自走できるようにしたいと思うのと、今さっき言われたように、やっぱり小学生のときにはなかなか保護者の方も、やっぱり障がいを受けたくないとか、可能性があるとかということがあり、中学校に入ってきて

	始めたのが3年生と2年生です。 やっぱり将来のことがあるので、保護者も心配だし、1人はもう学校に来ないということですが、やっぱり生きていかなくちやいけないという話をして親を説得することから始めていくことが多いと思います。 本当に言われているように、しんどい子は、なかなか保護者とつながれない、繋がりがさえすれば、今日来ていただいている委員さんや、場合によったら病院の先生と一緒に支援会議やケース会議もやったのですけれど、そこまでいけるかどうかというのがやっぱり大事だとは思いました。 そのためにスクールソーシャルワーカーとか、いろんなつなぎを入れていっているというのが現状かとは思います。 事務局どうでしょうか。
事務局	いろんなご意見をありがとうございます。 確かに保護者の困り感がないことでなかなか支援会議に繋がりにくいところにこそ問題があるってようなご意見は、その通りかと思います。 保護者については、ここだけの課題というよりは、これまでも課題でしたし、これからずっと課題として残っていくだろうなと思います。 ここはせっかくいろんな関係機関の方がお集まりになっていますので、体制づくりであったりとかシステムづくりであったりとか、そういったことに繋がっていくような、協議ができれば良いと事務局としては思っています。 保護者をどういうふうに支援していくかということについても、支援会議のあり方の中で考える、その支援会議にどうやったら参加してくれるのだろうかということも含めて考えていくことで、いただいたご意見もテーマに含められるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。
委員長	いろんな意見をいただいた上での支援会議、理想的な形をとということですが、他、どうでしょう。 ⑦の二つ目、一つの機関が他の機関に相談なく、というのがあります。確かにこれで苦労するときもあるし、昨日初めてうちの学校でした支援会議は、ある機関の方が保護者に言って、それで始まったのですが、これはこれでよかったです。喜んで帰ってもらったし、ほっとしています。だからいい面、悪い面いろいろあるとは思いますが。 ですので、いろんな方面から話し合いができればいいのかな。せっかくいろんな人が集まってくださっているの、本音で。
委員	私は、こどもに発達障がいの子もいて、児童デイみたいなところで仕事をしており、保護者の会もしていますので、保護者に困り感がないと言われていますが、そういう人もいらっしゃるかもしれないですけど、日常的にそういう状況があって、困っていることに気づいてない方もいらっしゃるはして、保護者の会のときとかにこんなことがあってねって言われたら、それは誰かに相談したらいいよと言っても、相談していいかどうかはわかってない保護者の方もいらっしゃるのですよね。 だから、最初の時点で自分のこどもが、最初にこどもを授かったとして、その子育てを始めてみたら、こんなもんかな、みたいなことがあり、もう大変やなって思うかもしれないけど、そこ(問題)になかなか気づけない方もいらっしゃるの、やっぱり何か例えばさっき言われた支援会議って何みたいなことがありますけど、支援会議っていうとなんか凄いものみたいだけど、そうじゃないよ、こんなことが相談できると、さっき件数が多くなったら困るという話はありませんが、そんなに敷居が高いものじゃなくて、普段のこういうことを相談してもいいんだよ、みたいなことが、まずは身近なところで、会議に繋がるようなことになっていけたらいいではないかなと思いました。

	何か知らない会議でも、福祉サービスを使っているとモニタリングがあったり、施設との何かがあったり、学校に行ったら個別支援の計画があったり、どれがどれみたいなことだったりで、多分、親御さんにしたら何をどこで言っているかわからないみたいで、それをまとめてくださっているのが相談支援の仕方みたいなことがあって、だから私たちも、それは多分誰かに伝えたら、みんな集めてくれて会議になるよ、みたいな話をしたりして、自分たちがやってきたことを伝えたりはしていますけれど、多分そういう情報がないっていうか、受け入れられていないっていうか、そういう場面に行かない方もいらっしゃるんで、一方的に保護者に困り感がないっていうことではないかなと思ったりします。
委員長	ありがとうございました。 4年前に聞いた時、僕は全くわかりませんでした。今もわかってないですけど。ですの、そういうことを含めて探っていけばいいとは思いますが。
アドバイザー	必要性を感じてないケースがある一方で、必要性を感じているのにうまく実現しないケースがあるのではないかと他の市町村を見ていると感じるところがあります。 なぜそうなるのかというと、それは先ほども出ていましたが、やっぱり相談というのがよくわからないとか、サポートの仕組みがよくわからないとかで、市民としては当たり前じゃないですかね。 一方で、相談や会議に繋がる入口はいろいろあって、それこそ乳幼児健診や5歳児健診があるし、学校であれば個別懇談があるし、中高になれば、進路相談があるわけで、まず、保護者や本人に対応する人が、その専門家に相談するところから始める。 例えば、学級担任が、支援会議でどういう人が来てくれて、どういうメリットがあるのか、なんていうことを知らないで進めるなんてことはありえないわけですね。それから、やっぱりこれまでの日本でのやり方っていうのは、結局、いわゆる普通の担任は特別支援に繋いだら終わりっていう、ここの感覚がやっぱりまだまだで、新居浜は、私はわかっていないですが、他所を見ているとそこが大きいと思うんです。だから、保護者からすれば、切り捨てられる、この不安が一番大きいんじゃないでしょうか。ということで、まずは、普通の当たり前の相談懇談の中で担当した人が、ちょっと私はわからないので聞いてみていいですか、ということですね。聞いてみたら、こんなふうにしたらいいいね、こんなやり方があるって聞いたんだけど、それをまずはこどもと話してみてもいいですか、結果、何かよかったとか、いやちょっといまいちゃったとか、というところをアセスメントした上で、ではもうちょっと掘り下げて、今度はおうちの方も一緒に、もっと詳しく、具体的に、相談してみたら、もっと良いことが起きるんじゃないか、私も責任を持ってやりますっていう、そういうことで、保護者から安心できるので、1から10まで全部自分で動かなくていい。ただ、入口は必ず保護者の責任で入口に立つ。 これを実現するためにはどうしたらいいですか、というところがポイントンなと思っていますので、いわゆる普通の担任レベルではどういう役割をするのか、発達支援課等の専門と、どういう役割分担をするのかということの明確化ですね。いわゆる普通の担任がしっかり認識しておかないといけないのは、必ずその場で、普通の担任が実際にやる、まずそこを明確にしておくこと。それから、やっぱり保護者が認めたくないっていう中に、昔から障がいの需要といいいますけど、障がいの需要って、結局それ個人モデルになっているんじゃないですか。障がいの個人モデル、あなたは障がい者なんですよ、障がい者なんだから認めましょうということ。今は障がいに対する考え方は違いますよね、社会モデルですから。あなたのせいじゃない、あなたには権利がありますということで、障がいを認めさせるのではなくて、どうすれば、この人のままで、学びの困難さを軽く

できるのか、取り除くことができるのかというコンサルテーションなんです。そのためには、先ほどから出ている発達検査なんかも新居浜市は大丈夫だと思いますけど、検査報告書をきちっと書いて、口頭でも、保護者だけではなく本人にも説明をする。知能検査というのは、知的能力の判断のためにやるわけではありません。それも一つの目的ではありますが、特に WISC などは、これは知能の個性を図ると最近私は言っていますけど、知能と学びの構成を明らかにするための検査ですから、遅れているかどうかではないんです。そうではなくて、どのような学びをしたらいいかを明らかにするんです。ということは報告書と説明は、当然、どういう学びをしたらいいかが明確になっておかないといけないんですよね。と言いながら私も検査報告書を書くときに、なかなか苦労はしておりますが。でもそうやって、障がい認めさせるのではなくて、コンサルテーションすることなんです。

今、公認心理師の役割なんかもそうなんですけど、コンサルテーションなんです。だから、心理支援を受ける人が、自分は何をしたらいいのが明確になって、自分の責任でそれをしますというように、コンサルテーションするのが心理支援なんですと言われています。ですので、先ほどからお話を聞いていると、サービス提供者側じゃなくてサービス利用者側の視点に立って、現状把握、分析する必要があるのでないかというふうに聞いていて思いました。

コンサルテーションの手続きとしては、特性理解とニーズの明確化をした上で、具体的、具体的な目的目標と、目標達成のための方法の合意形成をして、あとこれが大事ですが、結果の評価ですね。結果を評価して、このままこの方法が続ければいいのか、改善した方がいいのか、場合によっては特別なサポートがもういりません、自分で何とかするのでサポートはいりませんというような、評価ですね、そこまでの手続きを、この話をするとかんなに忙しいのにそんな丁寧な大変な仕事無理ですというのが、現場の皆さんの思いだと思いますが、サービス提供者側からすると、だからこそ、できるだけシンプルにやりペイする必要があるって、マックスを目指すから駄目なんで、最低ライン、ここだけやりましょうっていう最低ラインをぜひ決めてください。

どうしてもこういうところでの話では、最高補償の話ばかりして、まだまだ課題ありますね、難しかったですね、で終わっちゃいがちですよ。もっと、簡単にできることで簡単に効果があること、そういう点で新居浜市は支援会議もたくさんやっているんですから、簡単に効果があつた事例を集めていただきたい。

それでもやっぱり保護者が理解しにくいという場合には、それは保護者自身の特別な何か事情、ニーズがあると思います。

一方で、この会議の一番大事にしないといけないのはやっぱり子どもだと思います。もっとこどもの声を聞くこと、保護者にニーズがなくても、子ども自身がニーズを感じているかどうかというのはしっかり、子どもに確認する。

こどものニーズを子どもと確認した上で、保護者と話をしていく中で、どうしても難しい保護者というのは、保護者自身に何か特別な別のニーズがあると思いますのでそうすると、先ほどから出ているスクールソーシャルワーカーにつなぐなどの別のコンサルテーションをすることになるのではないのでしょうか。

⑦の支援会議、先走りがあつたということですけど、先走りではなくその仕組み制度が周知されていないことの方が問題じゃないですか。だから、どこかの機関が、支援会議を開いたらいいよねと保護者に言った時に、例えばそれで学校に保護者が行ったときに、学校側が支援会議ですねという状態にしておくことが結局先走りを防ぐ。

支援会議などの枠組みというのは、これは、可能になっているわけですし、保育所等の訪問支援などでは、もう園や学校にどんどん入っていったらサポートすると

	いうことだから、そこでは当然、支援会議を開かないと入れないはずなんですよ。だから、これはもう管理職をはじめ、教員、担当までみんながそういうリクエストが来ることは当然であると、そこを明確にして、明確になればこの問題は多分なくなるのではないかなと思いました。 あと、話が変わるんですけど、多分こういう枠組みを作る中で個人情報はどうしても問題になると思います。話題がずれるかもしれないですけど、個人情報は、基本当事者の承諾があれば情報共有はできる、というのが原則であって、個人情報だからすべて取得しないといけないということではないというのが、個人情報保護の原則かと思います。 一方で、当事者の同意がなくても個人情報を共有する場合という例外が認められています。これは、その当事者や関係者の生命財産に対する危険が差し迫っている場合は、その当事者の承諾なしに関係機関で迅速に情報を共有しましょう、というのが心理支援の現場では原則で、これは公認心理師法、公認心理師の養成のプログラムの中にもその内容は入っている。 これはもともとアメリカでできた。発達支援だとそこまではないかもしれないですが、虐待のケースなんかもここに該当するわけですね。何が言いたいかというと、やっぱり個人情報の取り扱いについて改めて虐待なんかも含めてどのように情報共有する、できる仕組みを作っておくかという、個人情報の扱い方はどのように管理するのか、ということを確認しておくことで、こどもや保護者に対応する皆さんが安心して個人情報の共有もできるようにしていただくと良いのかなあ。 あと、検査の話でさっき報告書の話をしましたけど、新居浜市は多分大丈夫だと思うんですけど、やっぱり検査報告書で大事なものは、何といっても本人が具体的に何をしたらいいかがわかるというのが報告書なので、検査するにあたっては、本人も保護者もわからないといけないし、普通の担任も、検査報告書を見てこういうふうにしたらいいいんですねというのがわかるように。だから、担任が改めて読み解いてね、どうしたらいいかを自分で考えないといけないというのは、現場の多忙感はいつまでもなくなる。そういう点では、発達支援課、頑張ってくださいってなるかもしれませんが。 ということで、全体的な役割の明確化を、実績に基づいて今よりもできる、仕事を減らすことも含めて検討していただいたらよいのではないかと思います。
アドバイザー	委員長がおっしゃったことが実現できたらいいかなと思っています。 各学校で気になることがあったら全部、支援会議をするから支援課の先生来てくださいと言うのではなくて、校内委員会できちんと話をして、そして、外部と連携をとらないといけないということから、絞って支援会議をすると、支援会議も短くて、回数が減らなくても、中身が短くて効率よくできるんじゃないかな。 そのためには、コーディネーターの先生方がきちんと仕事ができるような、検証をしないといけない。7月と12月に、コーディネーターの先生の事例検討会があるんですが、頑張っている先生と、ただ時間が過ぎたらという研修会が数年続いて、講師の僕が悪いんですが。 そこらあたりの、本当に支援会議にたどり着くまでの間のきちんとした話し合いができるような校内委員会の運営みたいなものの実態把握をして、どこを改善したら良いのか、ということで取り組むようなことをしていただいたらありがたいというのが僕の意見です。 モデル校は、委員長の中学校。
委員長	ありがとうございました。 大分時間もきているのですが、事務局の方で、先ほどのことについて、ないですか。
事務局	いろいろご意見ありがとうございます。

	ご教示いただいたことを、もう1回噛み砕いて今後の進め方を検討していきたいと思います。
委員長	テーマのこととは大丈夫ですか。 支援会議でよろしいですか。 (異論なし) 次回にまでにというのは。
事務局	今後の予定ですけれども、資料3をご覧くださいと思います。 本協議会は第1回目が今日6月26日になっていますが、第2回目が10月23日、第3回目が2月12日を予定しております。 今回の会議から第2回までの間に、7月から8月ごろに、皆様には、支援会議、またはそれに類するような会議体をいろいろされているのではないかと思いますのですが、その開催状況や課題感を、教えていただきたらと考えております。 それを受けて、事務局の方で、開催要領案、ある程度みんなの共通認識ができるルールを確認できたらよいのではと考えております。 第2回ではそれを皆さんに揉んでいただいて、その後、11月から12月ごろに、幾つか事例を皆様からご提示いただいて、その事例を事務局で整理し、また、支援会議の中で様々な困難な課題を協議されているかと思うのですが、その中には、地域全体の課題としてこの協議会で話し合った方がよいのではないかと思いますということも含まれているのではないかと思いますのでそういったことを抽出できると、この会議の議題が、より良いものになっていくのではないかと思います。 そうしたことを第3回目で、また皆様と協議できたら良いと考えております。
委員長	ありがとうございました。 第2回、第3回についての流れ、方向性を話していただきました。 もう5時がきますが、言い忘れたとか伝えておきたいということはありませんでしょうか。 アドバイザーの先生お2人も含めて構いませんか。
アドバイザー	今日の議題に直接関係はないかもしれませんが、やっぱりサービス提供者の視点になっているのではないかと話しましたが、通級とか特別支援学級とかで特別な学びをしているこどもたち自身の声をぜひ拾っていただきたい。実際に体験している彼らが、これは効果があると言っているものは何なのかということですね。それからやっぱり今、全国的に不登校が多いので、フリースクールの方々の声も拾う必要があると思いました。 以上です。
委員長	ありがとうございました。 本当に大事なことだと思いました。
事務局	支援会議ですけれども、いただいたご意見の中には、理解できる年齢のこどもが参加しないのでこども自身に支援のあり方がうまく伝わらないというようなご意見もいただいております。 支援会議を定義する中で、参加者は誰なのか、主体は誰なのかといったことも含めて、協議ができると良いと思っています。 そういった中で、ここでの共通認識はどのあたりがよいのだろうというようなことを、ぜひ協議できたらいいと思っています。
委員長	ありがとうございました。いろいろなご意見を聞いて本当によかったです。次回は10月23日になります。今日はありがとうございました。 以上で終わります。